

相模原市公告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、届出及び添付書類は令和7年9月29日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年9月29日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年5月29日

相模原市長 本村 賢太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ヒマラヤ相模原古淵店
所 在 地 相模原市南区古淵6丁目3257-2

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ノジマ
代 表 者 代表取締役 野島 廣司
住 所 相模原市中央区横山一丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小森 裕作 岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号	株式会社ヒマラヤ 代表取締役 小田 学 岐阜県岐阜市江添一丁目1番1号

4 変更の年月日

(1) 令和5年11月29日

5 届出年月日

令和 7 年 5 月 8 日

6 縦覧期間

令和 7 年 5 月 2 9 日から令和 7 年 9 月 2 9 日まで

7 縦覧場所及び意見の提出先

相模原市中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号

相模原市役所環境経済局経済部産業支援・雇用対策課